

令和7年1月29日

岐阜県理学療法士会役員候補者選挙実施要項

岐阜県理学療法士会
選挙管理委員会

選挙規程第4条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要項として定める。

1. 選挙人、被選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 資格について
 - 1) 選挙人は令和7年3月1日(土)時点において正会員として登録されているものとする。休会者はこれに含めない。
 - 2) 監事候補者の被選挙人は以下のものが対象になる。
 - ① 本会財務を5年以上務めた経験のある正会員
- (3) 選挙人名簿の作成
選挙告示日時点の会員名簿から選挙管理委員会が選挙人名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

役員候補者選挙告示日は令和7年3月1日(土)とし、士会ホームページに掲載する。

3. 立候補の受付について

- (1) 受付 立候補受付期間は令和7年3月8日(土)正午から3月15日(土)正午までの1週間とする。
- (2) 受付順に立候補者名簿掲載順位、投票画面掲載順位を決定する。
- (3) 立候補受付に際しては、別に定める立候補届を利用し選挙管理委員会宛にメール送信するものとする。

4. 立候補届の受理について

- (1) 立候補届は選挙管理委員会により内容を確認したのち受理される。
- (2) 受理された立候補届の受付順に立候補者一覧名簿を作成する。
- (3) 名簿と立候補届をもとに作成した選挙公報を令和7年4月16日(水)正午までに本会ホームページに掲載する。

5. 立候補者が定数に満たない場合

- (1) 立候補者が定数または定数に満たない場合は投票を実施せず(無投票)、受付順が当選順位となる。
- (2) 立候補受付期間が終了したのち、立候補者が定数に満たないことが確定した場合は選挙管理委員会が速やかに理事会に報告する。
- (3) 理事会は最大定数(理事12名、監事2名)までの範囲内で推薦を行う。

- (4) 理事・監事それぞれ1名は本会の会員以外である必要があり、監事については公認会計士、税理士またはその他の経理事務の精通者である必要がある。
- (5) 無投票となった場合には4月16日(水)正午までに士会ホームページにその旨を記載し、受付順での当選順位名簿と推薦者名簿を掲載する。

6. 選挙運動

- (1) 立候補者は選挙公報をもとに選挙運動が可能である。立候補者は公序良俗に反する運動等を行い、または関わってはならない。これに抵触すると思われる運動等を確認した時には選挙規程15条に定める処分を行うこととする。

7. 投票について

- (1) 投票は電子投票システムIVOTEを利用して行う。
- (2) 投票期間 4月16日(水)正午から4月30日(水)正午までの2週間とする。
- (3) 投票方法 協会マイページにログインし、IVOTEを利用。
- (4) 理事は定数連記方式(最大11票)、監事は単記方式とする。

8. 開票について

- (1) 4月30日15時。
- (2) 開票結果は同日中にホームページ上で発表する。
- (3) 立候補者は開票に際し立会人を立てることを選挙管理委員会に対し要望することができる。

9. 問い合わせ先

E m a i l gptasenkyo@gmail.com

公益社団法人岐阜県理学療法士会 選挙管理委員会